第百十七条第四項第三号を次のように改める。

三　公共の電波の受信のために前面ガラスにはり付けられ、又は埋め込まれたアンテナであって、次に掲げる要件に該当するもの。

イ　専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車の前面ガラスにはり付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、次に掲げる要件に適合するものであること。

(1)　試験領域Ａにはり付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が0.5㎜以下であり、かつ、３本以下であること。

(2)　試験領域Ｂ（試験領域Ａと重複する領域を除く。）にはり付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が1.0㎜以下であること。

ロ　貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車の前面ガラスにはり付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、次に掲げる要件に適合するものであること。

(1)　試験領域Ａにはり付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が0.5㎜以下であり、かつ、３本以下であること。

(2)　試験領域Ｂ（試験領域Ａと重複する領域を除く。）にはり付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が1.0㎜以下であること。

(3)　試験領域Ｉにはり付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が1.0㎜以下であること。

ハ　専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車以外の自動車の前面ガラスのうち、試験領域Ｉにはり付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が1.0㎜以下であること。

第百十七条第四項第四号を次のように改める。

四　窓ガラスの曇り及び窓ふき器の凍結を防止する機器であって、次の(1)及び(2)に掲げる範囲に取り付けられたものであること。

イ　専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車に備える場合にあっては、次の(1)及び(2)に掲げる要件に適合するものであること。

(1)　窓ガラスの曇りを防止する機器にあっては、前面ガラスに埋め込まれた形状が直線、ジグザグ又は正弦曲線の電熱線であり、かつ、試験領域Ａに埋め込まれた場合にあっては機器の幅が0.03㎜以下で、密度が８本／㎝（導体が水平に埋め込まれた場合にあっては、５本／㎝）以下であり、試験領域Ｂ（試験領域Ａと重複する領域を除く。）に埋め込まれた場合にあっては機器の幅が0.5㎜（合わせガラスの合わせ面に埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が1.0㎜）以下であること。

(2)　窓ふき器の凍結を防止する機器にあっては、試験領域Ｂ及び試験領域Ｂを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲にはり付けられ、又は埋め込まれたものであること。

ロ　貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車に備える場合にあっては、次の(1)及び(2)に掲げる要件に適合するものであること。

(1)　窓ガラスの曇りを防止する機器にあっては、前面ガラスに埋め込まれた形状が直線、ジグザグ又は正弦曲線の電熱線であり、かつ、試験領域Ｉに埋め込まれた場合にあっては機器の幅が0.03㎜以下で、密度が８本／㎝（導体が水平に埋め込まれた場合にあっては、５本／㎝）以下であること。

(2)　窓ふき器の凍結を防止する機器にあっては、試験領域Ｂ及び試験領域Ｂを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲又は試験領域Ｉ及び試験領域Ｉを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲にはり付けられ、又は埋め込まれたものであること。

ハ　専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車以外の自動車に備える場合にあっては、次の(1)及び(2)に掲げる要件に適合するものであること。

(1)　窓ガラスの曇りを防止する機器にあっては、前面ガラスに埋め込まれた形状が直線、ジグザグ又は正弦曲線の電熱線であり、かつ、試験領域Ｉに埋め込まれた場合にあっては機器の幅が0.03㎜以下で、密度が８本／㎝（導体が水平に埋め込まれた場合にあっては、５本／㎝）以下であること。

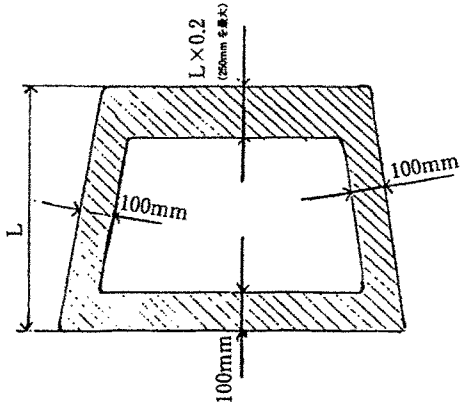
(2)　窓ふき器の凍結を防止する機器にあっては、試験領域Ｉ及び試験領域Ｉを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲にはり付けられ、又は埋め込まれたものであること。

第百十七条第四項第七号中「前各号に掲げるもののほか、」を「透明であり、かつ、」を「透明であるもの。この場合において、」に、「における可視光線の透過率が」を「にあっては可視光線透過率が」に改め、同項に次の一号を加える。

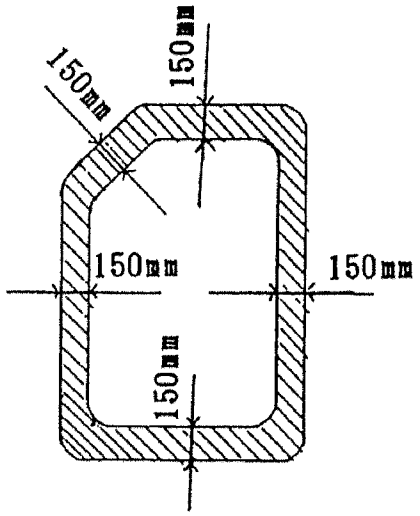
八　大型特殊自動車及び小型特殊自動車の窓ガラスに取り付けられたワイパーモータ、扉の開閉取手（ガラス削り込みを含む。）及びガラス取付用金具等であって、次に掲げる要件に該当するもの。

イ　前面ガラスにあっては、当該ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20％以内の範囲又はガラス開口部周囲から各100㎜以内の範囲にはり付けられたものであること。

ロ　側面ガラスにあっては、ガラス開口部周囲から各150㎜以内の範囲にはり付けられたものであること。



【前面ガラスの例】



【側面ガラスの例】